

市川市樹木等維持管理標準作業要領

■ 樹木剪定

<共通事項>

- ア) 資格者の配置……作業中は「1 級又は 2 級造園技能士」もしくは「街路樹剪定士」を配置し、適切な指導管理の下作業を行うこと。
- イ) 樹木剪定の目的……剪定は樹形の骨格づくり、樹冠の整正、こみすぎによる病虫害及び枯損枝の発生防止等を目的とする。
- ウ) 協議と記録
- ・ 樹木剪定着手にあたり、受託者は監督職員と良く話し合い、剪定の目的・目標・留意事項などを良く理解したうえで、各々の作業を適切に行うこと。
 - ・ 協議した内容は、必ず打合せ記録簿に残すこと。特に施行原則（Ex. ぶつ切り、芯止めの禁止）を変更する場合や業務上の重要点は丁寧に記載すること。
- エ) 剪定方法は、それぞれの樹種、樹形に応じて、最も適切な方法（枝すかし、切詰め、枝抜き、切返し、枝おろし等）によって行うこと。
- オ) 樹木の樹姿及び仕立て方
- ・ 景観上の目的から規格形にする場合を除き、自然形仕立てとする。
 - ・ 特に必要と認められる場合を除き、見通し等を考慮するとともに、通風、採光、通行等において障害となる枝は除去すること。
 - ・ 樹木の上方や南側の樹勢が盛んな部分は強く、下方や北側の樹勢が弱い部分は弱く剪定すること。
- カ) 剪定作業上の留意事項
- ・ ぶつ切りは原則として行わない。やむを得ずぶつ切りを行う場合には監督職員と十分に協議を行うこと。
 - ・ 太枝については二段伐りを行うこと。必要に応じて、吊り切りなどの安全対策を施すこと。
 - ・ 樹形に応じて芯止めが必要な場合は、監督職員と協議して決定すること。
 - ・ 桜については直径 2 cm 以上、その他の樹木についても直径 5 cm 以上の切り口については、癒合剤を塗り樹木の養生を行うこと。
- キ) 敷地境界の離隔、安全性などの確保のため、以下を原則とする。
- ・ 官民境界沿いの樹木については民地に越境しない様に、官民境界から 1m 以上離して剪定すること。
 - ・ 道路沿いの樹木については、車道上 4.5m、歩道上 2.5m の建築限界を守ること。但し、樹高が低い場合は監督職員との協議を行って、剪定量を決定すること。
 - ・ 広場など人の立ち入りができる場所は、地盤面から 2m 以下の下枝を切り戻し、通行に支障を生じないようにすること。
 - ・ 遊器具の安全領域内に侵入している枝は、根元より除去すること。
 - ・ 交通への視覚障害（視距、信号機・標識の視認）、死角の要因となる枝葉は除去し、見通しを確保する。

- ク) 不要になった棕櫚縄・幹巻材等や不用意に取り付けられた鉄線等は取り除くこと。
- ケ) 作業中、以下のような問題を発見した場合には監督職員に報告し、対応策を協議すること。
- ・人、車等の通行箇所において、倒木・枝折れなど安全性に問題が生じる可能性がある場合
 - ・病虫害を発見した場合
- コ) 作業にあたっては、以下のような配慮を行い安全確保に努めること。
- ・作業にあたっては人、車等の通行場所の安全確保を確実に行って事故を防ぐこと。
 - ・高所での作業は、墜落制止用器具の着用を必ず行うなど安全対策を十分に行うこと。
- サ) 以下のような作業を行う際には、監督職員と協議し、周辺住民や利用者に対して事前に作業の内容、作業日時などについて「看板」などにて十分周知すること。
- ・公園等におけるシンボルツリーのような主要な樹木の剪定を行う場合
 - ・やむを得ずぶつ切りや強剪定等の樹木の容姿を著しく損なうような剪定を行う場合
 - ・公園等の広範囲の樹木について大規模な剪定を行う場合

○高木基本剪定、マツ基本剪定

- ア) 樹形の骨格をつくることを目的とする。
- イ) 剪定時期は、原則として10月以降とする。但し、夏期の実施については、十分に監督職員と協議して決定すること。
- ウ) 原則として、極寒時は暖地性樹木の剪定は避けること。

○高木軽剪定

- ア) 樹冠の整正及び枝の込みすぎによる枯損枝の発生防止を目的とする。
- イ) 切詰め、枝すかし(枝抜き)等を主体とし、全体として枝葉量を減少させて台風による転倒対策を行いつつ、外輪部には葉を残して日陰をつくること。

○中木剪定

- ・樹形の骨格をつくることを目的とする。

○寄植、玉物、生垣刈込

- ア) 樹木の特性に応じて適切な時期及び刈込量を十分に監督職員と協議し、決定すること。
- ・花卉類は、花芽の分化時期と着生位置に留意し刈込を行うこと。
- イ) 敷地境界・施設からの離隔など
- ・官民境界沿いの樹木については民地に越境しない様に、官民境界から50 cm以上離して刈込むこと。
 - ・車道・歩道に面した部分は、境界から10 cm程度公園側にて刈込むこと。又、刈

込高さは、特に目隠しとして必要と認められる場合を除き、地際から概ね 1m 以下の高さとし、防犯上周囲から公園内が見通せるようにすること。尚、交差点に面したコーナー部分は車両運転手の見通しを確保するため、角から 5m 程度は車道から 80 cm を超えないように刈込むこと。

- ・公園、敷地内の通路に面した部分は、植樹ブロックの内側にて刈込みを行い、通路幅を確保すること。
- ・原則としてベンチ周辺(概ね 50 cm 程度)及び、遊具の安全領域内に樹木が越境しないよう刈込を行うこと。

ウ) 仕立て方の留意点

- ・枝の込み合っている部分は中透かしを行うこと。
- ・列植ものは高さ・幅の通りを通すこと。
- ・刈込面に枝の切口(直径 1 cm 程度以上)があるとき及び、切口を傷めた場合は切り戻しを行うこと。
- ・玉物刈込は刈地原型を十分考慮しつつ、樹冠周縁の小枝は輪郭線を作りながら刈込むこと。
- ・生垣刈込は 1 度で刈込まないで、数回の刈込を通して徐々に刈地原型に仕立てること。特に、ヒノキやサワラのように不定芽の発生しにくいものは注意深く行うこと。
- ・生垣刈込の上幅は下幅よりも狭くすること。(概ね 3～5 厘勾配程度)
- ・生垣及び列植部において枝葉の疎放な部分は、必要に応じて疎密をなくすように枝葉の誘引を行うこと。

エ) 管理目標にはない植物の除去

- ・刈込範囲内に、実生の木がある場合は根元より除去を行うこと。
- ・つる性植物が樹木に絡まっている時は除去すること。

○藤棚剪定

ア) 樹木の特性に応じて適切な時期及び刈込量などを、十分に監督職員と協議し決定すること。

イ) 夏期剪定は花後の 5 月下旬から 7 月上旬に軽剪定、冬期剪定は 12 月から 2 月の落葉時期に基本剪定を目安に行うこと。

ウ) 仕立て方の留意点

- ・藤棚の枠からはみ出ている枝、枯れ枝、病虫害枝、危険枝、障害枝、弱小枝、徒長枝の剪定を行うこと。
- ・蔓の込み合っている部分は中透かしを行うこと。
- ・花芽を 7～8 芽残して切り落とすこと。
- ・葉芽はできるだけ少なくして、開花時の花を隠さないようにすること。
- ・剪定後、蔓の成長にむらがあるときは誘引を行って、藤棚全体につるがはうようにすること。

○支障枝剪定

ア) 対象は、信号・標識等の視認に支障となっている枝、民地に越境している枝、台

風・豪雪による枝折れ等、枯れ枝等とし、必ず根元から剪定すること。尚、剪定した箇所については、その後1年間程度支障とならないようにすること。

イ) 原則として支障枝は1本の樹木に対し、3枝までを目安とする。

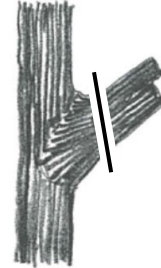
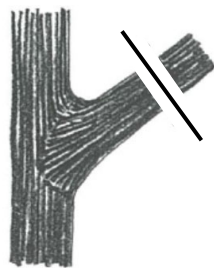
<剪定 参考図>

【ぶつ切りの禁止】

枝の途中でぶつ切りするのではなく、枝の分岐部の根元（ブランチカラー（枝の襟））を傷つけない位置で剪定すること

×

○

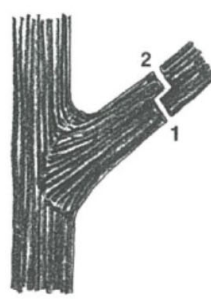


【太枝の剪定】

一度に大枝を切ると、枝の重さでつけ根から裂ける

1に切り込みを入れて枝の裂けを防ぎ、2にノコギリを入れ、枝先を切り落とす

「枝の襟（ブランチカラー）」を傷つけない位置3で軽くなった残りの枝を切り落とす

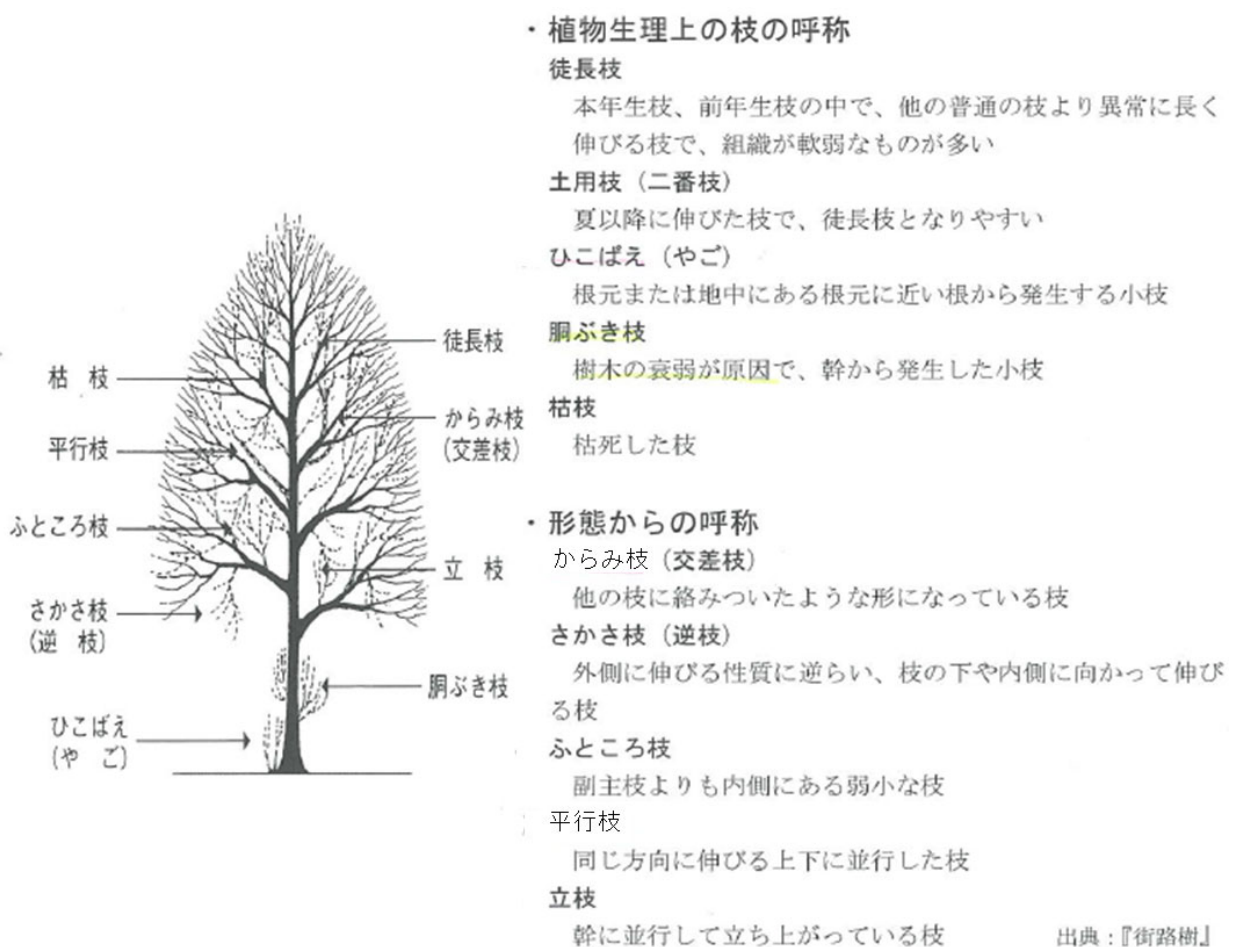


出典：『街路樹』

出典：（一社）日本造園建設業協会「街路樹剪定ハンドブック」 26 p 図 2-8

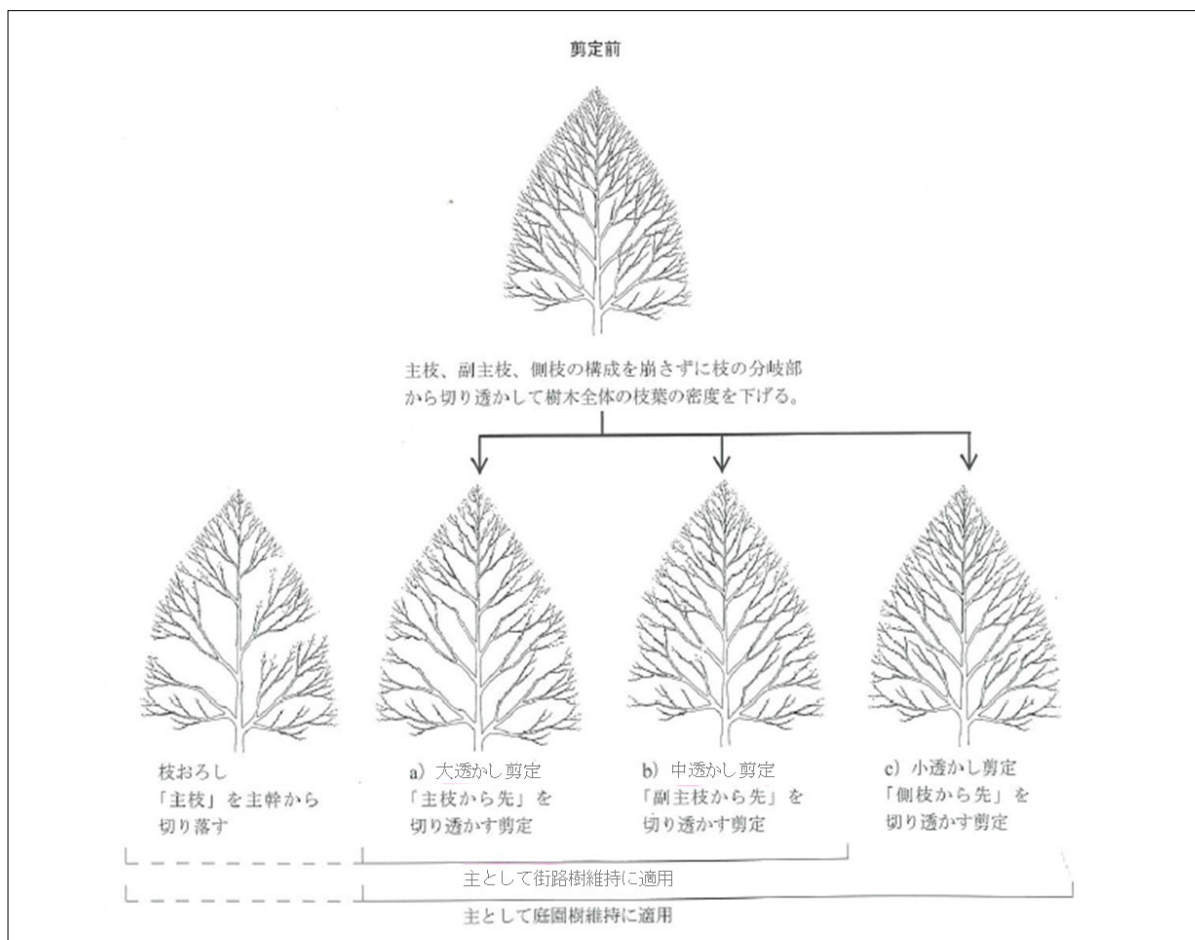
【主な不要枝】

- 徒長枝：当年生枝、前年生枝の中で、他の枝より異常に長く伸びる枝。
土用枝：春の成長が停止した後、夏以降に再び伸びる枝。徒長枝になりやすい。
ひこばえ：根元、又は地中にある根元に近い根から発生する枝。別名やご。
胴吹き枝：樹木の衰弱などが原因で、幹から多数発生する小枝。
からみ枝：他の枝に絡まるように伸びる枝。
さかさ枝：樹木特有の性質に逆らって下方や樹冠内部に伸びる枝。
ふところ枝：樹冠の内部で伸びる弱小な枝。
平行枝：同じ方向に近接して伸びる枝。
立枝：幹に平行して立ち上がって上に伸びる枝。



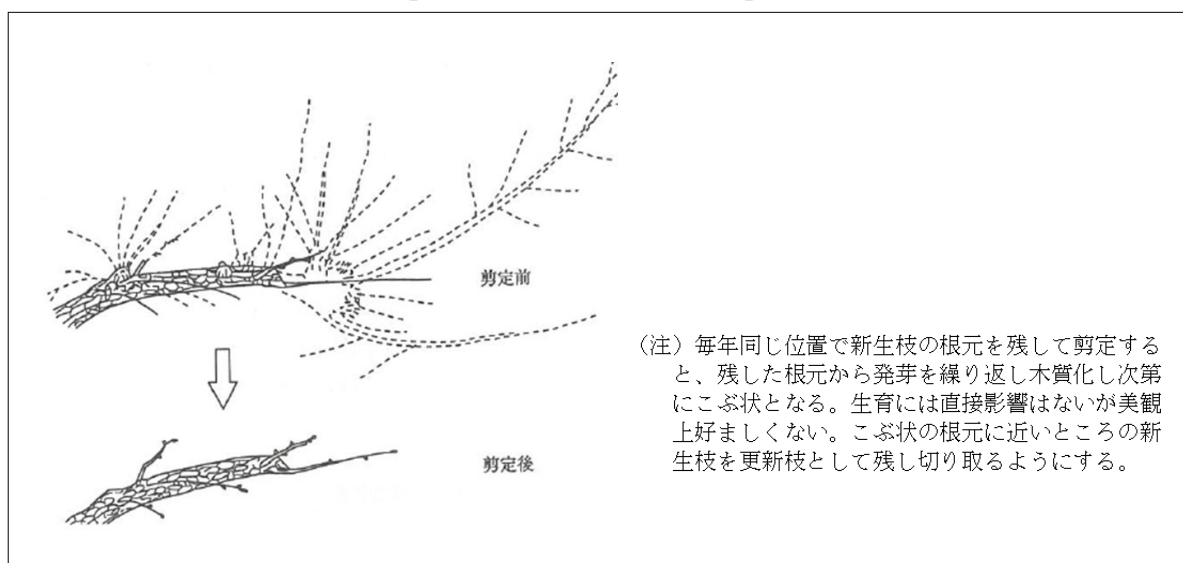
出典：（一社）日本造園建設業協会「街路樹剪定ハンドブック」 21 p 図 2-3

【枝抜き剪定】



出典：(一社) 日本造園建設業協会「街路樹剪定ハンドブック」22 p 図 2-4

【切返し剪定（こぶ状枝）】

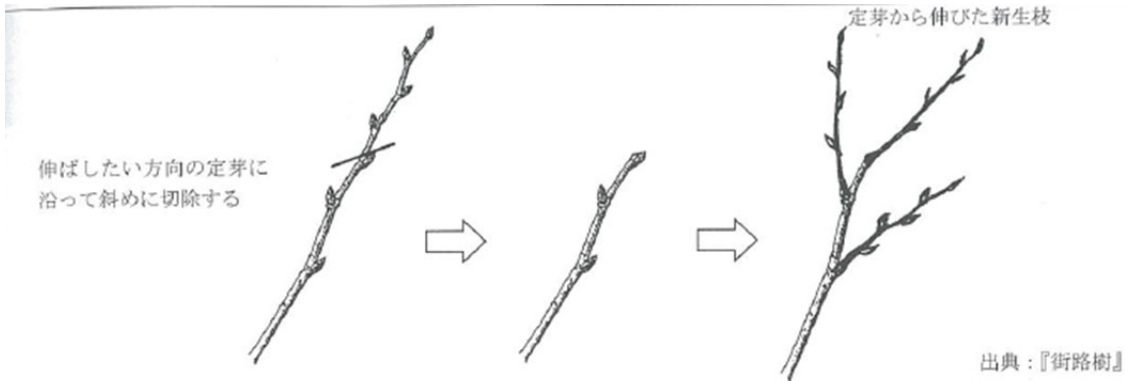


出典：(一財) 経済調査会「緑化植栽マニュアル 計画・設計から施工管理まで」

392 p 図 7-12 より

【切詰剪定】

(定芽がある若い枝の切り詰め)

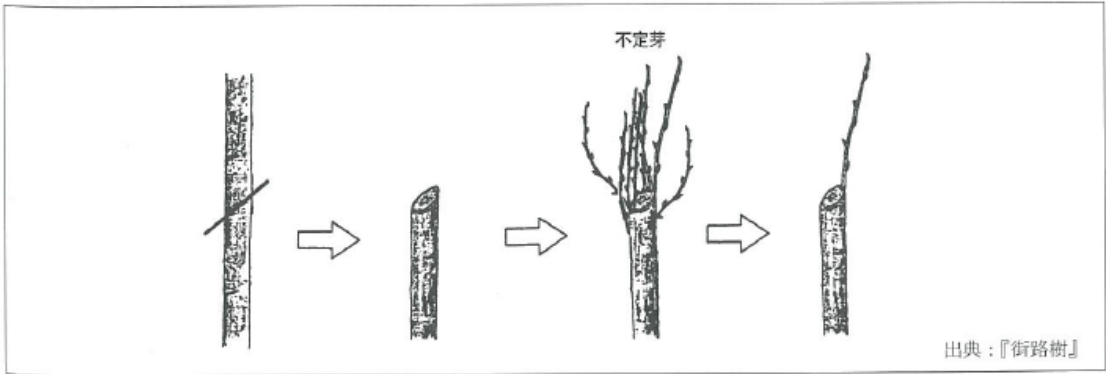


	適	不適
〈互生の場合〉		
〈対生の場合〉		

■ 剪定後の枯れ込み部位

出典：(一社) 日本造園建設業協会「街路樹剪定ハンドブック」 27 p 図 2-9-①

(定芽のない古い枝の切り詰め)



出典：(一社) 日本造園建設業協会「街路樹剪定ハンドブック」 図 2-9-②

■ 支障木処理

(共通事項)

- ア) 支障木処理の目的……支障木（枯れ木、半枯れ等倒木の恐れがあるもの、ベッコウタケなどに侵された木、サボテン、ユッカ、アロエ等棘や葉先で怪我をする恐れのあるもの及び実生木（シュロ・ビワ等）及び、景観上、樹木管理上もしくは利用上、不必要な樹木）を伐採・抜根等の処置を行うことで事故・災害を未然に防ぎ、安全を確保するとともに、景観性の向上、樹林環境の適正化を図ることを目的とする。
- イ) 資格者の配置……作業にあたりチェーンソーを使用する場合には「チェーンソー作業員」又は「伐木作業員」を配置して、安全かつ適切に作業を行うこと。
- ウ) 以下のような作業を行う際には、監督職員と協議し、周辺住民や利用者に対して事前に作業の内容、作業日時などについて「看板」などにて十分周知すること。
- ・公園等におけるシンボルツリーのような主要な樹木の伐採を行う場合
 - ・公園等の広範囲の樹木について大規模な伐採を行う場合

○支障木処理(伐採)

- ア) 受託者は他作業（草刈、刈込等）時に支障木を発見した場合は、直ちに監督職員に報告し、対応について協議し決定すること。尚、松の枯木についてはマツノザイセンチュウの可能性があるので、必ず監督職員に報告すること。
- イ) 伐採にあたっては、伐採する樹木の樹形、傾き、周辺樹木、施設等に配慮して伐倒方向を決め、ロープ、チルホール等を使用し、周辺樹木、施設等を損傷しないよう注意すること。
- ウ) 伐採する樹木の切り株は、地際より処理し周囲と段差を生じないようにすること。
- エ) 枯木以外の伐採木については切り株より新芽が芽吹かないように、切断面の形成層に除草剤を塗布して、根まで枯らすようにすること。尚、除草剤は土壌への安全性が高い液体アミノ酸系（農薬登録品）を使用すること。
- オ) マツノザイセンチュウやナラ枯れによって枯死した樹木については、地面にシート等の養生を行ってチェーンソー等による切屑が残らないようにし、発生材については焼却処分とすること。

○支障木処理(抜根)

- ア) 抜根にあたっては、根切りチェーンソーを用いて周囲に影響のある根を切断し、周辺樹木、施設、埋設物等を損傷しないよう十分に注意すること。
- イ) 抜根によって生じた穴については周辺の土又は、植込み地用土を用いて埋め戻し及び整地を行って段差の無いようにすること。

○間伐

- ア) 当項目は樹冠の閉じた樹林地を対象とする。
- イ) 対象木の選定にあたっては十分に監督職員と協議して決定すること。
- ウ) 間伐にあたっては、伐採する樹木の樹形、傾き、周辺樹木、施設等に配慮して

伐倒方向を決め、ロープ、チルホール等を使用し、周辺樹木、施設等を損傷しないよう注意すること。

エ) 間伐する樹木については、チェーンソー等を用いて地際より処理し、段差を生じないようにすること。

オ) 枯木以外の間伐木については切り株より新芽が芽吹かないように、切断面の形成層に除草剤を塗布して、根まで枯らすようにすること。尚、除草剤は土壌への安全性が高い液体アミノ酸系（農薬登録品）を使用すること。

○除伐、つる切り

ア) 当項目は樹冠の閉じた樹林地を対象とする。

イ) 対象範囲内の幹周 10 cm 以内の樹木及び蔓を地際より切断し、樹木に巻き付いているつるも除去すること。

ウ) 対象範囲内の草刈を合わせて行うこと。尚、草刈費用は別途計上せず、除伐・つる切り単価に含まれるものとする。

エ) 残す樹木周りにおいてはチップソーの使用は厳禁とし、必ず人力による作業を行って樹木が損傷しないよう注意すること。

■ 支柱撤去

既設の支柱について、本来機能を果たしていないものについて安全性及び、美観の確保の為、撤去を行うもの。

ア) 他の作業中及び巡回中に、壊れて危険な支柱や腐食した支柱等、明らかに効果の無いもの並びに、樹木に食い込んでいる支柱を発見した時は監督職員に連絡し、対応について協議を行うこと。但し、公園利用者に危険な場合（ささくれや釘など）は直ちに撤去を行い、監督職員に報告すること。

イ) 原則として樹木を損傷しない様に注意しながら引き抜くこと。但し、支柱に根が食い込んでいる場合は地際で切断すること。

ウ) 樹木に棕櫚縄・幹巻材等が残っている場合は合わせて取り除くこと。

エ) 支柱が樹木の幹及び枝を傷めている場合は、損傷部に癒合剤を塗布して樹木の養生を行うこと。

オ) 撤去によって生じた穴については、周辺の土を用いて埋め戻しを行い段差の無いようにすること。

■ 灌水

公園緑地等の樹木について良好な生育を維持するために行う。

○灌水

ア) 夏期等の乾燥の続いた時や作業中に樹木の萎縮状態が少しでも見られた時は直ちに監督職員に報告し灌水について協議を行うこと。

イ) 原則として早朝もしくは夕方に、枝葉に直接かからないよう注意しながら根元の土に十分な水を与えること。

ウ) 地表面が乾燥して給水量が足りない時は、植物に水を供給することを念頭におき、時間を置いて再度灌水を行い十分な水を与えること。

エ) 作業上の留意点

- ・灌水によって表土の乱れや道路を汚さないようにし、通行人や通行車両、付近住民に迷惑をかけないように注意すること。

・ 高木標準灌水量 1 本当たり

幹 周 (cm)	30 未満	30～59	60～99	100～
灌水量 (ℓ)	25	45	60	80

・ 中低木標準灌水量 1 本当たり

種 別	1 本立ち
灌水量 (ℓ)	15

・ 中低木、花壇、バラ標準灌水量（寄植） 1 m²当たり

種 別	寄 植
灌水量 (ℓ)	20

■ 病虫害防除

< 共通事項 >

- ア) 目的……病気や害虫により樹木が著しく損傷を受けたり、美観が損なわれたりする前に適切な措置を講じ、病虫害による被害を最小限にすることを目的に行う。
- イ) 害虫については、原則として剪定防除を第 1 に優先し、薬剤散布は、害虫が樹木全体に拡散して剪定防除では対応できない場合に行うこと。
- ウ) 受託者は他作業(草刈、刈込等)時に害虫の発生を発見した場合は、直ちに監督職員に報告し対応について協議を行うこと。

○ 薬剤散布

ア) 薬剤散布の適用条件

- ・病虫害の発生していない樹木・影響範囲外の樹木及び、予防のための散布は絶対に行わないこと。
- 対象樹木・散布範囲は必要最小限度とする。

イ) 散布日時

- ・散布日時については監督職員と十分に協議し決定すること。
- ・薬剤散布は、無風又は風の弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向き、ノズルの向き等に注意すること。
- 特に田や畑近辺での散布については、作物のポジティブリスト制度（食品衛生法に基づく残留基準値が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度）があるため、必ずドリフト低減措置を行って周辺作物への影響防止対策を徹底すること。
- ・雨上がりの幹肌が濡れた状態及び、散布後の降雨の影響で薬剤が流れないように、

十分な乾燥時間が取れない場合は散布を延期すること。

ウ) 資格者の配置

- ・ 薬剤散布は、「千葉県農薬管理指導士」の適切な指導管理の下行うこと。

エ) 薬剤散布の仕様・注意点

- ・ 農薬取締法に基づいて登録された当該防除対象物等に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って行うこと。
- ・ 病虫害の被害状況を良く把握し、薬剤には必ず展着剤を混合して残存効果期間を延ばすとともに、ドリフト低減措置を記載した散布計画書を提出して監督職員の承諾を得てから着工すること。
- ・ 薬剤散布は、樹幹、樹枝、枝葉の表裏をむらなく行うこと。
- ・ 薬剤散布Aは、汎用的な効果のある非有機リン系農薬を使用し、害虫に耐性がつかないよう農薬の種類を変更すること。（同一種類の継続は概ね5年程度とすること）
- ・ チョウ、ガの幼虫駆除に特定する場合は、薬剤散布Bを使用し使用農薬は「フルベンジアミド水和剤」を使用すること。
- ・ 薬剤の空容器については、適正な処分をすること。
- ・ 散布後は、落下してきた害虫の清掃を行い、害虫の死骸による第三者への不快感を与えないようにすること。

オ) 周辺住民への配慮

- ・ 受託者は、周辺住民に対して事前に農薬の目的、散布日時、使用農薬の種類等について「看板」及び「チラシ」等にて十分周知するとともに、散布作業時には、「たて看板」の表示等により住民が立ち入らないよう最大限の配慮を行うこと。
- ・ 散布後の一定期間（概ね1週間程度）、散布と薬剤等についての周知を行うこと。

カ) 散布後について

- ・ 散布完了日から2週間以内に害虫等が確認された場合には、受託者の責任において再度薬剤散布を行うこと。

キ) 作業記録

- ・ 受託者は、農薬を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した農薬の種類又は名称ならびに使用した農薬の単位面積あたりの使用量及び希釈倍率を記載した農薬使用記録簿を作成し、一定期間(3年間)保管すること。

・ 主な害虫及び樹種

種 類	発生しやすい樹種	発見のポイント
チャドクガ	ツバキ、サザンカ類 (4～9 月頃)	・ 葉表に整然と並んでいる。
モンクロシャチホコ	サクラ、ウメ等バラ科植物 (8～10 月頃)	・ 葉に並んで群生するので、よく観察する。

イラガ	サクラ、シラカシ、カエデ、ベニカナメモチ等 (4～9月頃)	・集団で葉裏に寄生し食害するため、葉が透かし状になる。 ・地面に黒い虫糞が無数に落ちている。
アメリカシロヒトリ	サクラ、ハナミズキ、プラタナス、モミジバフウ、ウメ等 (5～10月頃)	・葉を糸でつづり合わせた巣網を作る。 ・葉脈を残して食害するので、葉が透かし状になる。
マツカレハ	クロマツ、アカマツ、ヒマラヤスギ、モミ等 (5、9月頃)	・集団で新芽を食害するため、被害部分が塊状になる。 ・枝の先に茶灰色の繭を作る。

- ・ 高木標準薬剤散布量（散布量は薬剤 A、Bとも同じ） 100 本当たり

幹 周 (cm)	60 未満	60～119	120～179	180 以上
散布量 (ℓ)	350	770	1220	1670

- ・ 中低木標準薬剤散布量 100 本当たり

樹 高 (m)	0.6 未満	0.6～1.5 未満	1.5～3 未満
散布量 (ℓ)	100	150	220

- ・ 中低木標準薬剤散布量（寄植） 100 m²当たり

樹 高 (m)	1.0 未満	1.0 以上
散布量 (ℓ)	100	150

- ・ 生垣標準薬剤散布量 100m 当たり

種 別	生 垣
散布量 (ℓ)	330

- ・ 芝生地標準薬剤散布量 100 m²当たり

種 別	芝生地
散布量 (ℓ)	50

○ 剪定防除

ア) 受託者は他作業(草刈、刈込など)時に害虫の初期発生(巣網又は拡散が少ない)を発見した場合は、直ちに監督職員に報告し対応について協議を行うこと。

イ) 受託者は対象樹木を良く観察し、害虫の発生している枝をすべて、根元から剪定を行って毛虫の捕獲を行い、取り残しの無いようにすること。

- ウ) 剪定防除完了後 1 週間以内に巣網の取り残しが確認された場合には、受託者の責任において再度剪定防除を行うこと。
- エ) 剪定枝の清掃は入念に行い、毛虫の取り残しの無いようにすること。又、剪定枝については処分場による焼却処分等を行って害虫の拡散を防ぐこと

■ 施肥

公園緑地等の植栽について良好な生育を維持するために行う。

○施肥

- ア) 原則として肥料の種類は有機肥料とし、対象樹木の生育状況により「窒素」「リン酸」「カリ」の配合比率について監督職員と十分に協議を行い、種類及び施肥量を決定すること。
- イ) 高木施肥は樹木の幹を中心にして、葉張りの外周線下に 15～30 cm の溝又は穴(4 か所)を掘り、直接根に触れないように注意しながら施肥した後、埋め戻しを行うこと。ただし、植樹柵などにより制限がある場合はできるだけ幹から離して、穴(2 か所以上)を掘って施肥を行うこと。
- ウ) 中低木施肥(1 本立ち)は輪肥・壺肥を主体として高木施肥に準じて行うこと。
- エ) 中低木施肥(寄植え)、生垣及び芝生地は所定量を均一に地表面散布すること。
- オ) 打込肥料については地表面まで打込み、突起の無いようにすること。又、地表面が踏み固まれている時は、予掘りを行ってから打込みを行い、打込肥料の破損を起こさないようにすること。

・高木標準施肥量

100 本当たり

幹 周(cm)	30 未満	30～59	60～89	90～119	120 以上
施肥量(kg)	30	50	60	80	100

・中低木標準施肥量

100 本当たり

種 別	1 本立ち
施肥量(kg)	5

・中低木標準施肥量(寄植) 100 m²当たり

種 別	寄 植
施肥量(kg)	10

・生垣標準施肥量

100m 当たり

種 別	生 垣
施肥量(kg)	10

- ・芝生地標準施肥量 100 m²当たり

種 別	芝生地
施肥量(kg)	6

■ 草刈り・芝刈り

<共通事項>

ア) 目的と工法

- ・草刈り及び芝刈りは、公園緑地及び植栽空間の美観を維持、又は利用性の向上、防犯・防災、及び草地環境の維持保全の為に、環境に合わせた工法で行う。

イ) 作業後について

- ・作業完了後 1 週間以内の確認時に、明らかな刈むら及び刈残しが見られた場合には、受託者の責任において再度行うこと。

ウ) 廃棄物の処理について

- ・除草による発生材は一般廃棄物とし、適切に処理した旨を示した伝票を提出しなければならない。
- 但し、処分費が含まれない委託（刈りっぱなし、集草まで、運搬まで）に関しては、監督職員の指示による。
- ・作業範囲内の廃棄物（塵芥）については入口付近又は収集しやすいところに集積し、監督職員に連絡すること。

○人力除草

- ア) 人力除草の適用……人力除草は、植栽樹木の密度が高く、草刈りが不適當な場所や低木類を寄せ植えしてある場所等で人力にて行う作業のことを言う。

イ) 実施時期、実施範囲等

- ・具体的な実施に当たっては、実施時期、実施範囲等は監督職員と十分に協議し決定すること。

ウ) 人力除草の仕様・注意点

- ・除草器具等を用い、既存植物を傷めないよう雑草を地際(刈高0cm)で刈り取ること。
- ・フェンスや樹木に絡まっているつる性植物も全て地際で刈り取ること。
- ・除草範囲内について、実生のある木がある場合は地際で刈り取るとともに、高木の高さ2m以下の胴吹き・ヤゴについては除去し、伐採木より枝が伸びている場合も伐採面より除去を行うこと。
- ・除草時に合わせて枯葉及びゴミの清掃を行うこと。尚清掃費は別途計上せず、人力除草計上の単価に含めるものとする。

○草刈・芝刈

ア) 適切な機械・手法の適用

- ・現場状況に応じ、適切な機械・手法（肩掛け式、ハンドガイド式、人力など）を用い作業を行うこと。
- ・樹木周り、施設近辺においてはチップソー・ナイロンコードの使用は厳禁とし、

必ず人力による作業を行って樹木及び施設等が損傷しないよう注意すること。

尚、ハンドガイド計上内における「肩掛式」「人力除草」による作業費、肩掛式計上内における「人力除草」による作業費は、別途計上せず、ハンドガイド計上及び肩掛式計上の各単価に含めるものとする。

- ・公園、広場など障害物のない空地において1,000㎡/箇所を超える草刈は、原則として、ハンドガイド式草刈機（HG式）を適用するが、樹木・施設などの障害物などがある場合は、状況に応じた機械・手法を適用する。

イ）実施時期、実施範囲等

- ・具体的な実施に当たっては、実施時期、実施範囲等は監督職員と十分に協議し決定すること。

ウ）草刈・芝刈の仕様・注意点

- ・刈込高（通常1～3cm以下）等は、監督職員と十分に協議し決定すること。
- ・機械を用い草刈・芝刈を行う場合は、作業時の飛石が第三者及び車両等に当たらないように、ネット等を用いて養生を行うこと。
- ・草刈・芝刈時に樹木の幹肌を損傷し樹木が枯損した場合や施設に損傷を与えた場合は、受託者の負担で同等品の補植・補修を行うこと。
- ・刈りむら及び刈り残しのないよう均一に刈込むこと。
- ・フェンスや樹木に絡まっているつる性植物も全て地際で刈り取ること。
- ・草刈・芝刈範囲内について、実生の木がある場合は地際で刈り取るとともに、高木の高さ2m以下の胴吹き・ヤゴについては除去し、伐採木より枝が伸びている場合も伐採面より除去を行うこと。
- ・刈りっぱなし箇所においても、出入口付近及び舗装通路部等においては刈草を去除すること。
- ・芝生地については、ほふく茎が芝生地内外の施設に乗り上がらないよう、又、低木の根元に進入しないよう、芝生の縁切りを行うこと。
- ・草刈・芝刈時に合わせて枯葉及びゴミの清掃を行うこと。尚、清掃費は別途計上せず、草刈・芝刈計上の各単価に含めるものとする。
- ・刈草の収集や清掃を行うときは、刈草や塵埃が飛散しないように注意し、第三者及び車両などへ迷惑が掛からないようにすること。

○水中毒刈

ア）水中毒刈の仕様・注意点

- ・水中毒刈は、水面より0～3cmを残して刈り取り、方法は監督職員と協議のうえ決定すること。

イ）実施時期、実施範囲等

- ・具体的な実施に当たっては、実施時期、実施範囲等は監督職員と十分に協議し決定すること。

ウ）廃棄物の処理について

- ・刈草は、十分に脱水・乾燥させたものを収集・処分すること。
- ・除根作業を行う場合は、泥土を十分に洗い落としてから収集・処分すること。

○除草剤散布

ア) 除草剤の適用条件

- ・本来草や芝が生えてはいけない場所（舗装内など）に草・芝が侵食した場合など、他の除草方法では対応が難しい場合に適用し、散布範囲は必要最小限度とすること。
- ・散布範囲、散布時期は、監督職員と協議し決定すること。

イ) 散布日時

- ・散布日時については監督職員と十分に協議し決定すること。
- ・除草剤散布は、無風又は風の弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向き、ノズルの向き等に注意すること。
特に田や畑近辺での散布については、作物のポジティブリスト制度（食品衛生法に基づく残留基準値が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度）があるため、必ずドリフト低減措置を行って周辺作物への影響防止対策を徹底すること。
- ・雨上がりの幹肌が濡れた状態及び、散布後の降雨の影響で薬剤が流れないように、十分な乾燥時間が取れない場合は散布を延期すること。

ウ) 資格者の配置

- ・除草剤散布は、「千葉県農薬管理指導士」の適切な指導管理の下行うこと。

エ) 除草剤散布の仕様・注意点

- ・農薬取締法に基づいて登録された当該防除対象物等に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って行うこと。
- ・除草剤は土壌への安全性が高い液体アミノ酸系（農薬登録品）を使用し、根まで枯らすこと。
- ・除草剤散布は、雑草の葉にむらなく散布するとともに、必要最小限度にとどめること。
- ・雑草周辺の樹木にかからないよう十分に注意して散布すること。
- ・薬剤の空容器については、適正な処分をすること。

オ) 周辺住民への配慮

- ・受託者は、周辺住民に対して事前に農薬の目的、散布日時、使用農薬の種類等について「看板」等にて十分周知するとともに、散布作業時には、住民が立ち入らないよう最大限の配慮を行うこと。
- ・散布作業時には、「土壌を汚染しない除草剤」であることを明示した「たて看板」を表示すること。
- ・散布後の一定期間（概ね1週間程度）、散布と薬剤等についての周知を行うこと。

カ) 作業記録

- ・受託者は、除草剤を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した農薬の種類又は名称ならびに使用した農薬の単位面積あたりの使用量及び希釈倍率を記載した農薬使用記録簿を作成し、一定期間(3年間)保管すること。

■ 芝の管理

公園緑地等における芝生地において適切な処置を行い芝生の成長を良好に保つこととで美観の向上等を目的とする。

<共通事項>

- ・時期及び実施範囲について監督職員と十分に協議し決定すること。

○目土かけ

- ア) 目土厚さは 0.5 cmを基準とし、露出した地下茎の保護及び平坦性の確保を目的に行うこと。但し、2 cmを超えないように注意すること。
- イ) 目土材は植物の根茎、ガレキ等不純物が無い畑土とし、必要に応じてふるい分けをしたものを使用すること。

○雑草の抜根除草

- ア) 雑草は除草器具等を用い、既存植物を傷めないよう、**根より抜き取る**こと。
- イ) 抜根除草範囲内について、フェンスや樹木に絡まっている蔓性植物、実生の木は全て**根より抜き取る**こと。高木の高さ 2m以下の桐ぶき・ヤゴについては除去し、伐採木より枝が伸びている場合も伐採面より除去を行うこと。
- ウ) 抜根除草完了日から 1 週間以内に明らかな雑草の抜き残しがあった場合には、受託者の責任において再度抜根除草を行うこと。
- エ) 抜き取った雑草は速やかに片付けを行い、一般廃棄物として適切に処理する。

○ブラッシング

- ア) ほふく茎や根等を切断するとともに、茎葉の間の枯葉枯茎(サッチ)を除去し、更新を促すため、レーキやホーク等で丁寧にすき均すこと。
- イ) 発生した枯葉枯茎は速やかに片付けを行うこと。

○エアレーション

- ア) コアの間隔は 15 cm、深さは 7 cmを標準としコア穴を崩さないようエアレーターの速度に注意すること。
- イ) コアの径は 1~3 cmを標準とすること。
- ウ) 発生したコアは砕いて地盤の低いところに敷き均すこと。
- エ) 実施に当たっては現地の状況に合わせて、エアレーションの機械・機具について監督職員と協議して決定すること。

○補植

- ア) 芝の種類……「野芝」「高麗芝」又は「ティフトン芝」とし、種類については監督職員に確認すること。
- イ) 補植箇所を深さ 15~20 cm掘り起こして耕転を行い、ゴロ土やゴミを取除くこと。
- ウ) 耕転後、沈下防止のためローラーや足等で転圧し、周囲の高さに合うよう不陸整正を行った後、芝の張り付けを行うこと。

エ) 縦目地がそろわないように注意しながらべた張り(100%)を行い、ローラーにて仕上げ転圧を行うこと。尚、急傾斜地については、転圧後に目串(3~4 か所/枚)を打って張芝がずれないようにし、芝の活着に努めること。

オ) 目土

- ・目土厚さは2 cmを基準とし、3 cmを超えないように注意しながら均一に散布すること。
- ・目土材は植物の根茎、ガレキ等不純物が無い畑土とし、必要に応じてふるい分けをしたものを使用すること。

カ) 養生……張付後灌水を行って活着に努めること。又、活着までの期間は第三者が立ち入らないよう立入禁止措置を行って芝生の養生を行うこと。

キ) 補償……補植後1年以内に枯死した場合は、受託者の負担で再補植を行うこと。

■ 園内清掃

ア) 落葉、吸殻、空き缶、ビニール等のゴミ処理を目的とし、公園の美観を維持すること。

イ) 実施時期、実施範囲等

- ・具体的な実施に当たって、実施時期・範囲等は、監督職員と協議し決定すること。

ウ) ゴミ処理について

- ・公園清掃によるゴミは公園内のゴミ箱又は、公園内の端に収集しやすいように集積し、監督職員に公園名及び集積量の報告をすること。
- ・基本は「燃やすごみ」「燃やさないごみ」の分別収集とするが、分別方法については監督職員に確認しその指示に従うこと。

エ) 清掃に必要な用具類、消耗品、ゴミ袋等については受託者の負担とする。

■ 樹木等植栽

公園、街路樹などの樹木の枯れた跡及び裸地部分に植栽を行って、景観の向上を図るもの。

<共通事項>

ア) 時期、樹種及び施工範囲について監督職員と十分に協議し決定すること。

イ) 材料は発育良好で病虫害に侵されていないものとし、あらかじめ植出しに耐えられるよう栽培され、細根が多く発生しており、かつ徒長していない整一な形姿のものとする。

ウ) 基本は植え付け時に発酵鶏糞又は有機肥料の混合とするが、土の状況を考慮しより適した有機肥料及び施肥量を監督職員と十分に協議して決定すること。

エ) 植え付けに際しては根鉢周囲を良く耕転し、根の伸長を促すこと。

オ) 材料搬入確認後直ちに植え付け及び、水極めを行って根部の周りに空隙を生じないようにし、活着に努めること。

カ) 植え付け後1年以内に枯死又は形姿不良（枯枝が樹冠部のおおむね3分の2以上となった場合又は、通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね3分の1以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態になると想定されるものを含む）となっ

た場合は、受託者の負担で植え直しを行うこと。なお、枯死又は形姿不良の判定は監督職員と立会いのうえ行うものとする。

○ 高木植栽

- ア) 幹巻は主幹の 2/3 以上行うこと。
- イ) 植え付けに際しては、公園においては公園内から見て樹木を正面とし、街路樹においては歩道から車道に向かってを正面とすること。
- ウ) 支柱の規格については、監督職員と協議して決定すること。
- エ) 下枝を切る高さ及び位置については公園利用者や歩行者、車両の通行を考慮し、監督職員と協議して決定すること。
- オ) 水鉢を設けて樹木の活着に努めること。
- カ) ハナミズキの色は白色とする。
- キ) 原則としてヤマモモ及びクロガネモチは雄花とするが、現地の状況によっては雌花になる場合があるので、必ず監督職員に確認すること。

○ 中木植栽

- ア) 植え付けに際しては、公園においては公園内から見て樹木を正面とし、街路樹においては歩道から車道に向かってを正面とすること。
- イ) 支柱の規格については、監督職員と協議して決定すること。
- ウ) 灌水後に樹木の浮き上がりが見られた時は植え直しを行うこと。
- エ) 水鉢を設けて樹木の活着に努めること。

○ 低木植栽

- ア) 花の色については、監督職員の指示によるものとする。
- イ) 植え付けは 4～6 本/m²を基本とし、監督職員と協議して決定すること。
- ウ) 灌水後に樹木の浮き上がりが見られた時は植え直しを行うこと。

○ 地被類植栽

- ア) 植え付けに際しては、既存の床土を 30 cm 程度掘り起こして耕転を行い、ゴロ土やゴミを取り除くこと。
- イ) 植え付けは 25～49 鉢/m²を基本とし、監督職員と協議して決定すること。
- ウ) 灌水後に樹木の浮き上がりが見られた時は植え直しを行うこと。

標準施肥量

規 格	高木 (g/本)	中木 (g/本)	低木 (g/本)	地被 (g/m ²)
施肥量	2,000	400	200	200

■ 防根シート設置

樹木の生長に伴って、根が植樹柵ブロック及び歩道を持ち上げないように、根上りを防止

することを目的とする。

ア) 設置箇所及び設置延長については監督職員と良く協議を行って決定すること。

イ) 材料は厚さが 0.69 mm、4 層スパンボンド不織布にポリプロピレン樹脂を両コーティングしたものと同等品以上のものとする。

ウ) 高木植栽時に歩道側に根が侵入しないように、歩道面から深さ 50 cm の位置まで設置すること。

エ) 防根シートがたれないように十分注意して埋め戻しを行うこと。

■ 支柱設置

高木植栽時にはまだ十分な根が張っていないため、強風などにより樹木が倒れたり、新しく張り出した根が切断されたりしないように支柱を設置して、樹木の生長を助けることを目的とする。

<共通事項>

ア) 杉丸太類はタナリス注入材同等品以上とする。

イ) 竹支柱の先端部は節止めとする。

ウ) 設置する支柱の形状については、監督職員と協議して決定すること。

エ) 支柱の形状については、国土交通省土木工事標準設計図集【平成 15 年東北地方整備局版】を標準とする。

○ 1 本支柱設置（フジ専用）【公園】

ア) 設置する場所については監督職員と協議して決定すること。

イ) 支柱は杉梢丸太（L=4m 末口径 φ30 mm）を使用すること。

ウ) 元口側を地中に 300 mm 埋め込むと同時に、亜鉛メッキ鉄線 18 番を用いて末口側をパーゴラに綾掛・割縄掛にて固定すること。なお、固定するパーゴラ材が鉄製金属の場合は、腐食を起こさないように杉皮などにてパーゴラ材の養生を行うこと。

エ) フジを右回りに支柱に巻きつけるとともに、上端部、中間部、地際部の 3 か所にて杉皮、棕櫚縄を用いてフジを支柱に割縄掛にて固定すること。

オ) 鉄線及び棕櫚縄による結束については、2 本取り 3 回巻きの計 6 回巻き以上とすること。

○ 二脚、三脚鳥居、十字鳥居、八ツ掛け支柱、竹 1 本支柱、布掛支柱設置

ア) 設置に際し、公園においては公園内から見て樹木を正面とし、街路樹においては歩道から車道に向かってを正面とすること。

イ) 連続する場合は高さ、通りを通して設置すること。

標準対応幹回り（cm）

二脚（無）	二脚（有）	三脚	十字	組合せ	八（4000）	八（6000）
20～29	～29	30～59	30～59	40～74	20～34	30～74

■ 客土補充

樹木等植栽部において地盤が沈下していて排水不良が想定される場合に、客土補充を行って水溜りを防ぎ、樹木の生長を助けることを目的とする。

- ア) 補充材は畑土と呼ばれている肥沃土又は耕作地土壌とし、雑草、石、ゴミなどが混入していないものを使用すること。
- イ) 対象箇所、敷き均し面積及び厚さについては、監督職員の指示によること。
- ウ) 補充箇所の周囲を汚さないようにすること。また、汚した場合は清掃を行って汚れを取り除くこと。

■ 花壇植栽

公園緑地などの花壇を含む植栽環境について、植替などの措置を行うことにより、美観性の向上などを目的として行う。

○ 花壇植栽

- ア) 既存の床土を 30 cm 程度掘り起こして耕転を行い、ゴロ土やゴミを取除くこと。
- イ) 基本は地拵え時に発酵鶏糞 200 g / m² の混合とするが、土の状況を考慮しより適した有機肥料及び施肥量を監督職員と十分に協議して決定すること。
- ウ) 植え付け時期や種類などについては標準花表を基本とするが、現地の状況及び市場供給状況をみて監督職員と十分に協議し決定すること。
- エ) 支給材については監督職員と支給時期を調整し、速やかに交換できるようにすること。
- オ) 配色については同系色の色をまとめること。また、花苗は発育良好で病虫害に侵されていないものとし、あらかじめ植出しに耐えられるよう栽培され、細根が多く発生しており、かつ徒長していない整一な形姿のものとする。
- カ) 既存の花の撤去に合わせて材料搬入及び植え付けを行い、十分な灌水を行って活着に努めること。なお、異常気象などにより既存の花が交換予定日前に枯れたり傷んだりした場合は、撤去について監督職員と協議して決定すること。
- キ) 撤去した既存の草花や作業による発生材は一般廃棄物とし、適切に処理した旨を示した伝票を提出しなければならない。
- ク) 灌水後に花の浮き上がりが見られた時は植え直しを行うこと。
- ケ) 1 か月以内に枯死した場合は受託者の負担で植え直しを行うこと。これを確認するため、植え付けから 1 か月後に活着確認を行い写真により記録、報告するものとする。ただし、支給材については対象外とする。

・標準花（参考）

植え付け時期	種 類	鉢 径	基 本 色
6 月頃	ペチュニア	10.5 cm 鉢	赤、ピンク系
	マリーゴールド	10.5 cm 鉢	黄系
10 月頃	パンジー	10.5 cm 鉢	黄系

(改正日 2025.10.22)

	ノースポール	10.5 cm鉢	白
2 月頃	プリムラポリアンサ	10.5 cm鉢	赤、ピンク、黄系
	アネモネ	10.5 cm鉢	赤、ピンク、白系